

番 号 : 151123
 国 名 : モザンビーク
 担当部署 : アフリカ部アフリカ第三課
 件 名 : 円借款事業実施支援アドバイザー業務【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 円借款事業実施支援
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年2月上旬から2017年1月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.70M/M、現地 5.83M/M、合計 6.53M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5 第一次派遣期間 75 国内作業期間 2 第二次派遣期間 35 国内作業期間 2
 第三次派遣期間 65 整理期間 5

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 1月20日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について) (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点等 :

- (1) 業務の実施方針 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 16点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	円借款事業実施監理に係る各種業務
対象国/類似地域	モザンビーク/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本業務が対象としている案件に参加している企業
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

モザンビークにおいて我が国は「モンテペエス - リシंगा道路事業（2007年3月L/A調印）」、「ナンプラ - クアンバ間道路改善事業（2010年3月L/A調印）」、「ナカラ港開発事業(I)（2013年3月L/A調印）」、「(II)（2015年6月L/A調印）」、「マンディンバ - リシंगा間道路改善事業（2013年11月L/A調印）」、「マプト・ガス複合式火力発電所整備計画（2014年1月L/A調印）」の5件の円借款事業を実施中であり、今後も継続的に有償資金協力を形成していく方針である。かかる状況下、2014年4月～12月の間、道路公社（ANE）への専門家派遣を通じた事業実施監理促進支援、2014年2月～2015年12月の間、ANEに加え運輸通信省（MTC）、電力公社（EDM）に対する事業実施監理促進支援を実施してきている。これまでの支援を通じ、ボトルネックとなっていた道路案件におけるディスバースの遅延改善、実施機関側の円借款事業への理解促進等一定の効果が確認されているものの、今後実施機関が独立して円借款実施監理を行っていくためには、引き続き人材育成を通じた支援の必要性がある。また、MTC、EDMは、初の円借款事業を実施している。港案件は土木工事のコントラクター選定中であり、また、電力案件では本体事業のディスバースが間もなく開始されることから、OJTを通じた円借款事業への理解促進が必要となっている。これら現状を踏まえ、円借款実施支援専門家を派遣し、実施機関であるANE、MTC、EDMをそれぞれカウンターパートとし、経済財務省を含むその他ディスバース関連機関、協調融資実施機関であるアフリカ開発銀行も含めた関係機関における課題の分析及び改善策を提案・実行し、有償資金協力全体の案件監理能力の向上に向けた適切な助言を行っていくこととする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ANE、MTC 及びEDMを主たるカウンターパート（C/P）とする一方、その他円借款貸付実行関係者（経済財務省、モザンビーク中央銀行、アフリカ開発銀行、実施中案件のコンサルタント、施工業者）とも調整しながら、実施中円借款事業の実施監理支援及び貸付実行促進支援を行う。また、本業務を通じたモザンビーク政府の人材育成を行い、もって同国の円借款調達・実施監理能力強化を図る。

(1) 国内準備期間(2016年2月中旬)

- ア これまでモザンビークにおいてJICAが行ってきた円借款事業に関して、各種報告書及びJICAアフリカ部・課題部・審査部等の関係者からの情報収集を通じて、協力概要を把握する。
- イ 各種報告書等を通じ協調融資先であるアフリカ開発銀行との協調融資スキームを把握する。
- ウ これまで派遣された円借款事業実施支援専門家の報告書を確認し、各カウンターパートが抱える課題を把握する。
- エ 上記を踏まえワークプラン案（和文及び英文）を作成し、JICAアフリカ部に提出の上、説明を行う。

(2) 第一次現地派遣期間(2016年2月下旬～4月下旬)

- ア 現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及びC/P機関にワークプランを提出、説明の上、業務内容を確認する。
- イ 他ドナーや円借款貸付実行関係者及び円借款個別事業に関して、現地活動に必要な基礎情報を収集する。
- ウ これまで派遣された円借款事業実施支援専門家の提言を踏まえ、実施中案件の貸付実行プロセスを中心とした業務手続きをレビューし、課題の抽出、分析を行う。
- エ イ、ウを踏まえ、各C/Pに対して、以下の項目について案件監理能力向上のための指導及び実施促進を行う。
 - ・ 契約管理・貸付実行業務の現状確認、及びそれに基づいた助言・指導
 - ・ コントラクター調達に関する助言・指導
 - ・ 現地調査（想定される地域：ナンプラ州、ニアッサ州、カーボデルガド州、ナカラ港）を踏まえた、進捗監理を中心とした事業実施監理に係る助言・指導
- オ その他円借款貸付実行関係者との密な連携・調整を通じ、円借款事業実施体制の構築を図るとともに、関係機関との信頼関係強化を図る。
- カ JICAによる新規案件形成のための情報収集を支援する。

- キ JICAによる他ドナーの動向に係る情報収集を支援する。
- ク 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAモザンビーク事務所に提出し、報告を行う。

(3) 国内作業期間(2016年5月上旬～6月中旬)

- ア JICAアフリカ部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。
- イ 前回派遣を踏まえ、ワークプラン案(和文及び英文)を作成し、JICAアフリカ部に提出の上、説明を行う。

(4) 第二次現地派遣期間(2016年6月下旬～7月下旬)

- ア 現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及びC/P機関にワークプランを提出、説明の上、業務内容を確認する。
- イ C/Pによる円借款関連業務の改善状況をレビューする。
- ウ イを踏まえ、各C/Pに対して、以下の項目について案件監理能力向上のための指導及び実施促進を行う。
 - (ア) 契約管理・貸付実行業務の進捗確認及び、それに基づいた助言・指導
 - (イ) コントラクター調達に関する助言・指導
 - (ウ) 貸付実行・調達能力強化ワークショップの開催(開催回数:1回(1日)、対象人数:10名程度(会場費は先方政府負担とし、本業務従事者は、ワークショップに係る資料作成費用を臨時会契約にて委嘱されている予算から負担する))
 - (エ) 現地調査(想定される地域:ナンブラ州、ニアッサ州、カーボデルガド州、ナカラ港)を踏まえた、進捗監理を中心とした事業実施監理に係る助言・指導
- エ その他円借款貸付実行関係者との密な連携・調整を通じ、円借款事業実施体制の構築を図るとともに、関係機関との信頼関係強化を図る。
- オ JICAによる新規案件形成のための情報収集を支援する。
- カ JICAによる他ドナーの動向に係る情報収集を支援する。
- キ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAモザンビーク事務所に提出し、報告を行う。

(5) 国内作業期間(2016年8月上旬～10月中旬)

- ア JICAアフリカ部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。
- イ 前回派遣を踏まえ、ワークプラン案(和文及び英文)を作成し、JICAアフリカ部に提出の上、説明を行う。

(6) 第三次現地派遣期間(2016年10月下旬～12月中旬)

- ア 現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及びC/P機関にワークプランを提出、説明の上、業務内容を確認する。
- イ C/Pによる円借款関連業務の改善状況をレビューする。
- ウ イを踏まえ、各C/Pに対して、以下の項目について案件監理能力向上のための指導及び実施促進を行う。
 - (ア) 契約管理・貸付実行業務の進捗確認及び、それに基づいた助言・指導
 - (イ) 貸付実行・調達能力強化ワークショップの開催(開催回数:1回(1日)、対象人数:10名程度(会場費は先方政府負担とし、本業務従事者は、ワークショップに係る資料作成費用を臨時会契約にて委嘱されている予算から負担する))
 - (ウ) 現地調査(想定される地域:ナンブラ州、ニアッサ州、カーボデルガド州、ナカラ港)を踏まえた、進捗監理を中心とした事業実施監理に係る助言・指導
- エ その他円借款貸付実行関係者との密な連携・調整を通じ、円借款事業実施体制の構築を図るとともに、関係機関との信頼関係強化を図る。
- オ JICAによる新規案件形成のための情報収集を支援する。
- カ JICAによる他ドナーの動向に係る情報収集を支援する。
- キ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及

びJICAモザンビーク事務所に提出し、報告を行う。

(7) 帰国後整理期間(2016年12月下旬)

ア JICAアフリカ部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。

イ 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICAアフリカ部に提出、今後の課題も含めた報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン(和文2部・英文3部: JICAアフリカ部、JICAモザンビーク事務所、C/P機関)、現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書(英文5部: JICAアフリカ部、JICAモザンビーク事務所、C/P機関)
記載項目は以下のとおり。

1) 業務の具体的内容

2) 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書(和文2部: JICAアフリカ部、JICAモザンビーク事務所)
記載項目は以下のとおり。

1) 業務の具体的内容

2) 業務の達成状況

3) 業務実施上遭遇した課題とその対処

4) プロジェクト実施上での残された課題

5) その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICAモザンビーク事務所に提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上して下さい)。航空賃については、香港/シンガポール・ヨハネスブルグ経由を標準とします。

(2) 直接人件費単価

・直接人件費月額単価については、平成27年度単価を上限とします。

(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>)

(3) 臨時会計役の委嘱(臨時会計役を委嘱する場合のみ)

以下に記載の一般業務費については、JICAモザンビーク事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

・通訳費: 18,300円×5=91,500円

・消耗品購入費: 5,000円×9=45,000円

・交通費: 10,000円×60=600,000円

・車両関係費: 14,100円×79=1,113,900円

・任国内旅費: 100,000×3=300,000円

・通信及び郵便に係る経費: 7000円×40=280,000円

・資料作成費: 5,000円×10=50,000円

臨時会計役とは、会計役としての職務(例: 現地業務費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例: 現地出張期間)に限りJICAから委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2016年2月下旬～2016年4月下旬、6月下旬～7月下旬、10月下旬～12月中旬を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

2) 現地での業務体制

本業務従事者1名のみを派遣予定。(他の専門家の派遣予定はありません。)

3) 便宜供与内容

JICAモザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

① 空港送迎

なし

② 宿舎手配

なし

③ 車両借上げ

なし

④ 通訳備上

なし

⑤ 現地日程のアレンジ

なし

⑥ 執務スペースの提供

ANE内の執務スペース提供 (インターネット利用可)

(2) 参考資料

ア 「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック」

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/handbook/english.html

イ 「モンテプエス-リシंगा間道路事業」

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2006_MZ-P1_1_s.pdf

ウ 「ナンプラークアンバ間道路改善事業」

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_MZ-P2_1_s.pdf

エ 「マンディンバ-リシंगा道路改善事業」

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_MZ-P4_1_s.pdf

オ 「マプト・ガス複合式火力発電所整備事業」

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_MZ-P5_1_s.pdf

カ 「ナカラ港開発事業 (I)」、「ナカラ港開発事業 (II)」

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_MZ-P3_1_s.pdf

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_MZ-P6_1_s.pdf

キ 「円借款システム」

http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php/module/search?anken_name=&area1=0&area2=0&area3=0&country1=95&country2=0&country3=0§ion1=0§ion2=0§ion3=0&industry1=0&industry2=0&industry3=0&anken_kubun=0&chotatsu_kubun=0&from_year=&to_year=&submit=%8C%9F%8D%F5

(3) その他

- 1) 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます (冒頭留意事項参照)。
- 2) 入国条件として必要ではありませんが狂犬病の予防接種をお勧めします。
- 3) 本業務においては、年度をまたぐ契約 (複数年度契約) を締結することとし、年度を跨ぐ現地作業及び国内作業を継続して実施することが出来ます。経費の支出についても、会計年度ごとの精算は必要ありません。
- 4) 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAモザンビーク事

務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

- 5) 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上